

## 資格喪失者（元組合員・元被扶養者）の 「医療費のお知らせ」の交付について

当組合の「医療費のお知らせ」については、平成 31 年 1 月 10 日（データ抽出予定日）現在で組合員及び被扶養者である方に対して交付しておりますが、平成 31 年 1 月 10 日より前に資格を喪失した方（元組合員及び元被扶養者）につきましても、次に該当する場合は、「医療費のお知らせ」を交付することができます。

- 平成29年11月から平成30年10月までの間で1日でも資格を有していた元組合員
- 平成29年11月から平成30年10月までの間で1日でも資格を有していた元被扶養者

**上記に該当する方で、「医療費のお知らせ」の発行を希望される方については、資格喪失時に加入していた地方職員共済組合の各支部にご連絡ください。**

各支部の連絡先は下記のとおりです。

<https://www.chikyosai.or.jp/about/introduction/index.html>